

自動販売機設置に係る 法人固定資産貸付

見積合せ案内書 (平成29年4月1日～設置分)

○ 見積合せ日

平成29年3月24日(金)

※ 見積合せの前に本書をご確認ください。

※ この見積合せ案内書のほか、物件別仕様書(別冊)、貸付物件一覧表(別冊)があります。

公立大学法人広島市立大学

目 次

◇ 見積合せのあらまし.....	P 2～3
◇ 見積合せ説明書.....	P 4
第1 貸付の概要.....	P 4
第2 貸付契約上の条件	P 4～5
第3 見積合せの日時等	P 6
第4 見積金額	P 6
第5 見積書.....	P 6～7
第6 開札（借受者の決定）	P 7
第7 契約の締結	P 7～8
第8 契約保証金	P 8
第9 貸付料の納付	P 8
第10 仕様書等に関する質問	P 9
第11 見積合せ関係資料の掲載場所	P 9
◇ 契約書（案）	P 10
◇ 契約約款	P 11～16
◇ 光熱水費の実費徴収について	P 17
◇ 見積書（記載例）	P 18
◇ 委任状（記載例）	P 19

見積合せのあらまし

自動販売機設置に係る法人固定資産の貸付は、予定価格（最低貸付価格：年額）以上で、最高価格（年額）で見積された方に、法人固定資産の一部を一定期間お貸しするものです。

見積合せ参加を希望される方は、見積合せ説明書、物件別仕様書及び貸付物件一覧表（以下「見積合せ関係書類」という。）をよくお読みください。また、見積合せ参加にあたっては、諸条件及び現地の状況を確認してください。「見積合せのあらまし」は、以下の通りです。



見積合せ案内書の配布（この案内書）

平成29年3月14日(火)から平成29年3月24日(金)まで

広島市立大学のホームページ(<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/>)からダウンロードしてください。
物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。



見積合せの実施

平成29年3月24日(金)※時間の詳細は、貸付物件一覧表のとおり
(見積合せ場所 広島市立大学本部棟2階 会議室1)

広島市立大学のホームページ（前記のとおり。以下同じ。）より見積書等をダウンロードしてください。必要事項を記入・押印し、見積書（見積を委任する場合は委任状も）をご持参ください。なお、見積書に使用する印鑑をご持参いただければ、見積合せ会場内で見積書の記入・押印をすることができます。



借受者の決定（開札）

見積合せ会場において、見積合せ終了後、ただちに見積者の面前で開札します。開札の結果、見積者のうち予定価格（最低貸付価格：年額）以上で最高価格（年額）の見積をした方を借受者として発表します。



契約の締結

事務局総務室において、貸付契約を締結します。契約締結日は、平成29年4月1日です。
貸付期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。
貸付期間満了後の契約更新は行いません。

▼ (次ページへ)



契約保証金及び貸付料の納付

年間の貸付料が100万円以上の物件については、契約締結時に契約保証金を納付していただきます。また、貸付料は年額納付とし、平成29年度の貸付期間に係る貸付料は、所定の納付書を発行いたしますので、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に納付していただきます。（平成30年度以降の貸付料についても、各年度の4月30日までに納付いただくこととなります。）



自動販売機の設置

原則として、設置工事は、貸付期間内に行っていただきます。平成29年4月1日から販売を開始できなかった場合でも、法人は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

貸付期間満了後は、法人が特に認めた場合を除き、貸付物件を原状に回復して返還していただきます。

見積合せ説明書

この見積合せは、公立大学法人広島市立大学の契約に関する諸規程の他、見積合せ説明書、物件別仕様書及び貸付物件一覧表（以下「見積合せ関係書類」という。）によります。

見積合せに参加を希望される方は、必ず現地を確認し、現状・現形等を承知されたうえで、見積にご参加ください。

見積合せのために提出された書類等に記載された情報は、見積合せに関する事務のみに使用します。

第1 貸付の概要

1 貸付の内容

- (1) 本件は、飲料（清涼飲料水類。酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機の設置に係り公立大学法人所有の固定資産の一部を一定期間貸し付けるものです。
- (2) 契約期間は契約締結の日から平成34年3月31日まで、貸付期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。

2 貸付物件等

- (1) 貸付物件は、**貸付物件一覧表**（別冊）及び**物件別仕様書**（別冊）のとおりです。
物件数 6物件（施設数 6施設）
- (2) 見積合せは物件番号ごとに行います。複数物件の見積合せに参加することもできます。
- (3) 貸付面積には、空き缶等の回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- (4) 詳しくはそれぞれの物件別仕様書をご参照ください。
- (5) 現地説明会は行いません。見積合せ参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

3 見積区分

本件は紙での見積合せです。所定の見積書を持参し、見積してください。詳細は、「第3 見積合せの日時等」「第4 見積金額」「第5 見積書」などを参照してください。

第2 貸付契約上の条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、公立大学法人広島市立大学が設置事業者に対し、固定資産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 貸付けであり、建物の一部を賃貸する場合であっても借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 貸付期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。
- (2) 貸付期間終了後の契約更新は行いません。（自動更新は行いません。）

3 貸付料等

- (1) 貸付料は、見積により決定した金額となります。
- (2) 売上手数料は徴収しません。売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費（実費相当額）・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
- (3) 電気に関して広島市立大学の設備を使用する場合は、自動販売機設置事業者の責任において、使用量を計測するための副メーター（計量法の基準を遵守したもの）を新規に設置するものとします。
（メーター設置費用及び計量法に基づく取替えの費用も設置事業者の負担とします。）

○電気料の実費相当額の計算例

$$\begin{array}{r} \text{副メーターの表示する使用量} \\ \text{=本メーターによる使用料} \quad \times \quad \frac{\text{副メーターの表示する使用量}}{\text{本メーターの表示する使用量}} \\ \text{(大学全体の電気料金 (基本料金含む。))} \end{array}$$

4 貸付物件の仕様

- (1) 貸付面積等、物件によって個別の仕様があり、物件別仕様書（別冊）に記載しております。
- (2) 内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、物件別仕様書（別冊）に記載の事務局総務室までお問い合わせください。

5 貸付契約の内容

- (1) 貸付契約の内容は、**法人固定資産貸付契約書（案）及び自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約約款**（11ページから16ページを参照）のとおりです。
- (2) 必ず、法人固定資産貸付契約書（案）及び自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約約款の内容をご確認の上、見積に参加してください。

※ 自動販売機での販売品については、缶、瓶、ペットボトルの飲料（清涼飲料水類。（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。））とします。

6 その他

施設は現在の状況で貸し付けを行いますので、事業者が自動販売機を設置するために必要な設備等を、本法人が設置することはありません。

第3 見積合せの日時等

見積会場	広島市立大学本部棟2階 会議室1
見積日時	貸付物件一覧表（別冊）のとおり
必要書類等	(1) 見積書 物件ごとの見積書を、広島市立大学のホームページからダウンロードして使用してください。記載方法は「第5 見積書」及び見積書（記載例）をご参照ください。 (2) 委任状（代理人が見積する場合） 代理人が見積する場合、委任状が必要となります。 物件ごとの委任状を、広島市立大学のホームページからダウンロードして使用してください。 見積物件ごとに作成してください。 代理人は、1物件につき複数の見積を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件番号の見積を委任することはできません。
注意事項	(1) 見積参加者又はその代理人（以下「見積者」という。）は、物件ごとに定めた見積合せの時限を過ぎると見積はできません。 (2) 見積者以外の方は、見積合せの会場には入場できません。 (3) 談合情報が寄せられた場合は、見積合せを中止することがあります。
その他	見積合せは、1物件ずつ、5分間隔で実施します。

第4 見積金額

借受者の決定は、見積書に記載された金額によることとなりますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（年額）を見積書に記載してください。

第5 見積書

- 1 見積は所定の見積書を、広島市立大学のホームページからダウンロードして使用してください。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印（押印は代表者の印鑑）してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 見積金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

- 5 見積者は、その投入した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の見積を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する見積及び次のいずれかに該当する見積は、無効とします。
 - (1) 金額を改ざんし、又は訂正した見積
 - (2) 記入事項を判読できない見積
 - (3) 見積事項の一部又は全部が記入されていない見積
 - (4) 一定の金額をもって価格を表示しない見積
 - (5) 記名押印のない見積
 - (6) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の見積（代理人によるものを含む。）
 - (7) その他見積の条件に違反した見積
 - (8) 見積書は、見積者の商号又は名称を記載した定型封筒（長型3号又は長型4号〔JIS規格〕）に入れて提出してください。

第6 開札（借受者の決定）

- 1 開札は、見積合せ会場において見積合せの終了後ただちに見積者の面前で行います。見積者は開札に立ち会ってください。
- 2 開札の結果、公立大学法人広島市立大学契約規程第16条の規定に基づいて作成された予定価格（最低貸付料：年額）以上で、最高価格をもって有効な見積書を提出した者がいるときは、当該者を借受者とし、見積合せ会場内で発表します。
- 3 最高価格（年額）の見積者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、借受候補者を決定します。ただし、見積者がくじを引かないときは、この見積合せの事務を担当しない職員が代行します。
くじにより借受候補者を決定したときは、借受候補者の見積書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第7 契約の締結

- 1 事務局総務室において契約事務を行います。契約書等の契約関係書類をお渡ししますので、指示に従ってください。契約書（ひな形）は10～16ページのとおりです。
- 2 契約締結の前に、各場所に設置する自動販売機の仕様等（寸法、機種、販売商品、価格等）に関する書類を、貸付物件ごとに、事務局総務室に提出してください。
- 3 契約締結日は、平成29年4月1日です。
- 4 借受者が契約締結期限までに貸付契約を締結しないときは、公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の一般競争入札に3年間参加することが出来なくなります。
- 5 借受者が契約を締結しない場合、契約しなかった借受者の見積金額であれば、次順位者と随意契約が出来ます。借受者の見積金額で契約する者がいない場合は、再度、見積合せを行います。（見積合せの状況等から、再度の見積合せを行わない場合もあります。）
前記4により、契約を締結しなかった借受者は、当該物件の再度の見積合せ及び公立大学法人広島市立大学の一般競争入札に3年間参加することは出来ません。

- 6 契約書に貼付する収入印紙は、借受者の負担とします。
- 7 貸付契約は、見積者名義（見積書に記載の名義）で行います。

第8 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を納付していただきます。ただし、公立大学法人広島市立大学契約規程第39条（契約保証金の免除）の規定により、貸付料の年額が100万円未満の場合などは、契約保証金を免除します。
- 2 契約保証金は、貸付料年額の100分の10以上とします。
- 3 契約保証金は、貸付物件の返還後に還付します。ただし、未納の貸付料等がある場合は公立大学法人広島市立大学に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付しません。
- 5 契約保証金は、現金又は広島手形交換所に加盟する金融機関が振り出した自己あて小切手で、振出日から7日以内のものでなければなりません。

第9 貸付料の納付

平成29年度の貸付期間に係る貸付料は、必ず、平成29年3月31日（金）までに納入してください。また、平成30年度以降の各年度の貸付期間に係る貸付料についても、各年度の貸付期間の初日の前日までに公立大学法人広島市立大学発行の振込依頼書により納付していただくことになります。

売上手数料は徴収しません。

売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

第10 仕様書等に関する質問

問い合わせ先	公立大学法人広島市立大学事務局総務室（広島市立大学本部棟2階） 〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号 電話 082-830-1502
受付期間	平成29年3月14日（火）～平成29年3月17日（金） 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く）

※ 予定価格、その他見積合せの競争性・公平性の確保に支障を及ぼす質問の場合、一切お答えできません。

第 1 1 見積合せ関係資料の掲載場所

この見積合せに関する資料等（見積合せ関係資料等）は、次のとおり、広島市立大学のホームページに掲載しています。

見積合せ関係資料等	掲載場所
<p>見積合せ関係資料</p> <ul style="list-style-type: none">○見積合せ案内書<ul style="list-style-type: none">・見積合せのあらまし・見積合せ説明書・契約書（案）及び契約約款○貸付物件一覧表○物件別仕様書○見積書様式○委任状様式	<p>広島市立大学のホームページ(http://www.hiroshima-cu.ac.jp/)からダウンロードしてください。</p>

法人固定資産貸付契約書（案）

1 件 名 自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約

2 貸付物件

施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
		m ²	台

3 契約期間 契約締結の日から平成34年3月31日まで

4 貸付期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

5 貸付料 年額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 納付方法 自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約約款のとおり

7 契約保証金 金〇〇〇,〇〇〇円(貸付料(年額)×100分の10以上(円未満切上げ)の額)
(ただし、公立大学法人広島市立大学契約規程第39条各号のいずれかに該当する場合は免除と記載)

8 その他の契約事項 自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約約款及び物件別仕様書のとおり

9 適用除外条項 なし(契約保証金免除の場合は第8条と記載)

10 管轄裁判所 広島地方裁判所

上記内容のとおり、公立大学法人広島市立大学を甲、借受人を乙として、この契約を締結するものとし、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

平成 年 月 日

甲 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
公立大学法人広島市立大学
理事長 青木信之

乙 所在地
名称
代表者

自動販売機設置に係る法人固定資産貸付契約約款

(総則)

第1条 公立大学法人広島市立大学(以下「甲」という。)及び借受人(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の物件別仕様書及び図面をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする自動販売機設置場所貸付契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が法人の固定資産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

6 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(仕様書等の疑義)

第2条 仕様書等に疑義が生じたときは、甲の解釈によるものとする。

(貸付物件の用途等)

第3条 乙は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業(以下「自動販売機設置運営事業」という。)を行うものとする。

2 乙は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければならない。

3 乙は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項及び仕様書等の内容を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置

ア 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスが、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 貸付物件は広島市立大学の施設内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

ウ 自動販売機のデザインは、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインに努めること。

エ 自動販売機は、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。

オ 本契約書第4項の貸付期間(以下「貸付期間」という。)の開始後、甲の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を甲に報告すること。

カ 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置及び撤去の日時については、甲の指示に従い、設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

キ 電気工事等を必要とするときは、甲の指示に従って行き、工事完了後は、その完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。

ク 自動販売機(電源確保のため工事した電気設備等を含む。)は、甲の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

ケ オの報告後、甲が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

コ 乙は、自動販売機設置運営事業を行うにあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への

届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(2) 自動販売機の販売品

ア 販売品は飲料(清涼飲料水類。酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類及びその類似品を除く。)とすること。

イ 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において適切に行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(3) 自動販売機及び販売品の個別条件

ア 自動販売機の仕様又は販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。

イ 自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、甲と協議して定めること。

(4) 自動販売機の販売品の売価

販売品の売価は、物件別仕様書に掲げた価格以下とすること。

(5) 販売品補充の搬入、使用済み容器の回収ほか

ア 販売品の補充のための搬入及び使用済み容器の回収の頻度、方法、時間帯等については、甲の指示に従い、自動販売機内の販売品の欠品や回収ボックスから使用済み容器が溢れでることのないよう、十分配慮するとともに、設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 回収ボックスの使用済み容器は、関係法令等に基づいて適切に処理すること。

ウ 自動販売機の保守管理を適切に行うとともに、故障時等には速やかに対応すること。

(貸付料)

第4条 貸付料は年額納付とし、乙は、各年度の貸付期間に係る貸付料について、当該各年度の貸付期間中の4月30日までに甲が発行する振込依頼書により納付しなければならない。

2 甲は、第17条第1項、第18条第1項(第8号を除く。)及び第19条に掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を乙に返還しない。

3 1年未満の期間に係る貸付料は、貸付料年額を日割計算により算出した額(円未満の端数は切捨て)とする。

(光熱水費の実費徴収)

第5条 自動販売機の設置に係る電気料、水道料等の光熱水費については乙の負担とし、当該電気、水道に関して甲の設備を使用する場合には、原則として、乙の責任において、使用量を計測するための副メーターを設置するものとし、乙は甲が算定した実費相当額を、甲が発行する振込依頼書により、甲が指定する期限までに納付しなければならない。なお、光熱水費の実費相当額の具体的な算定方法、遅延利息の取扱い等については別紙のとおりとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、貸付料を第4条第1項の納付期限までに納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該遅延した貸付料の金額につき年5パーセントの割合で計算した遅延利息(100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)を、甲が発行する振込依頼書により納付しなければならない。

(充当の順序)

第7条 乙が貸付料及び遅延利息を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、まず、遅延利息から充当する。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は年額相当額の100分の10以上とし、乙がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 甲が第17条第1項及び第18条第1項(第8号を除く。)の規定によりこの契約を解除したとき、又は乙が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
- 4 乙は、前項の規定によりこの契約の解除に伴い契約保証金を甲に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。
- 5 乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に、貸付物件を現況有姿の状態乙に引き渡す。

- 2 前項の貸付物件の引渡しは、甲の立会いのうえで行うものとする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

(修繕義務)

第12条 乙の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議してその経費の負担を決定するものとする。

(滅失又はき損の通知)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(滅失又はき損の原状回復)

第14条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損したときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第15条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全(甲乙協議して定める事項を除く。)に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。
- 3 甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機がき損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は乙が負担すること。

(資料の提出等)

第16条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機の毎月の販売数量及び販売額等を、甲の求めに応じて、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、債権の保全上必要があると認めるとき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの規定に該当する者である疑いがある場合、又は第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を乙に求めること及び調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(談合行為等の措置)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、本件契約に係る見積合せに関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る見積合せに関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る見積合せに関して、乙が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る見積合せに関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。
 - 3 乙は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2(ただし、同項第4号に該当するときは10分の1)に相当する額を損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
 - 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、甲は乙に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が納付期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。
- (6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの規定に該当する者であると認められるとき。
- (8) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき及び施設を廃止するとき。
- (9) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第2項に規定する暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通知により判明したとき。

- 2 乙は、甲の解除権の行使に伴い、第8条第3項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に損害があるときは、その超える部分の損害について賠償しなければならない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を償還しない。
- 4 甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 5 乙は、甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。
- 6 第3項から前項までの規定は、第1項第8号に該当する場合は適用しないものとする。

(乙からの解約)

第19条 乙は、貸付期間内にこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに甲に対し、書面により通知することにより、この契約を解約することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第3項にいう暴力団等をいう。以下同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、自動販売機設置運営事業の実施に支障が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行わなければならない。
- 4 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 乙は、前項の被害により自動販売機設置運営事業の実施に支障が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うものとする。

(貸付物件の返還)

第21条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2) 第17条、第18条及び第19条の規定によりこの契約を解除する場合 甲の指定する日

- 2 前項の貸付物件の返還は、甲の立会のうで行うものとする。
- 3 甲は、乙が第1項に規定する義務を履行しないときは、乙が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、乙は、第8条第3項の規定により甲の帰属とする契約保証金の額を超えて甲に費用が生じるときは、その超えた費用を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、甲が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第18条第1項第8号の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じるときは、甲にその補償を請求できるものとする。
- 3 乙は、甲の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 乙は、貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することはできない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 乙は、その住所又は氏名(法人の場合にあっては所在地又は名称)に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第26条 乙は、自動販売機の故障等の連絡先を明記し、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って速やかに対応する。

(機種変更)

第27条 乙は、自動販売機の機種を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(自動販売機等の移設)

第28条 乙は、貸付物件のある施設内の事務室の配置変更等に伴い、甲が指定した位置を変更せざるを得ないとの甲の判断に基づき、甲から自動販売機又は使用済み容器の回収ボックス等の移設について請求を受けたときは、乙の負担により、甲が新たに指定する位置に当該自動販売機、使用済み容器の回収ボックス等を移設しなければならない。

(緊急時の報告)

第29条 乙は、次に掲げる事態が生じた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(1) 自動販売機を休止する必要があるが生じた場合

(2) 自動販売機において事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(3) その他自動販売機設置運営事業の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 乙は、自動販売機設置運営事業の履行ができないことが明らかになったときは、甲に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(疑義の決定)

第30条 この契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、公立大学法人広島市立大学契約規程(平成22年規程第65号)等によるほか、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

※ 次頁以降に、別紙(光熱水費の実費徴収について)、物件別仕様書及び自動販売機配置図を添付

(電気料を徴収する場合の例)

光熱水費の実費徴収について

1 光熱水費の実費相当額の計算

電気料

$$\text{実費相当額（月額）} = \frac{\text{本メーターによる月額使用料（施設全体の電気料金（基本料金含む。））} \times \text{副メーターの表示する月間の使用量}}{\text{本メーターの表示する月間の使用量}}$$

2 納付方法

乙は、上記光熱水費の実費相当額を、甲が発行する振込依頼書により、振込依頼書に記載する金融機関あてに納付すること。

3 納付期限

甲が発行する振込依頼書において指定する納付期限まで。

4 遅延利息

乙は、甲の請求する上記光熱水費の実費相当額を納付期限までに納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該遅延した光熱水費の実費相当額の金額につき、年5パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する振込依頼書により納付しなければならない。

見 積 書

記載例

平成 29 年 月 日

公立大学法人広島市立大学理事長

見積日を記入

見積者住所氏名

住所・名称・氏名等を記入。委任状により代理人を選任した場合は、さらにその氏名も記載

代表者の印鑑を押印（ただし、代理人を選任した場合は代理人使用印を押印）

広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

印

自動販売機設置に係る法人固定資産貸付の見積において、私は、公立大学法人広島市立大学の契約に関する諸規定、見積合せ説明書、物件別仕様書、下記の設置場所の固定資産の現在の形状及びその他契約条件を承知のうえ、次のとおり見積します。

物件番号 1

見積名称 本部棟

設置場所 1 階北側玄関横

物件番号、施設名称、設置場所は、物件ごとに記載してあります。
それぞれの物件の見積書を広島市立大学のホームページからダウンロードして使用してください。

見積金額
(年額を
記載)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

契約希望金額の年額を記入し、頭に¥マークを記入

(注)

- 1 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 2 見積金額の頭に¥マークを付けて記入してください。
- 3 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(年額)を記載してください。

室長

記載例

委任状

委任日を記入

平成29年 月 日

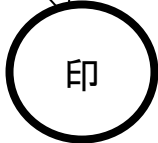
(あて先) 公立大学法人広島市立大学理事長

委任者 (委任した人)

住所・名称・氏名等を記入

住所 (所在地) 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
商号又は名称 株式会社 ○○○○
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○
(個人の場合は、住所・氏名)

代表者の印鑑を押印



私は、次の者を代理人と定め、下記の物件に係る自動販売機設置に係る法人固定資産貸付の見積に関する一切の権限を委任します。

Table with 2 columns: 委任する物件, 物件番号 1, 施設名称 本部棟, 設置場所 1階北側玄関横

物件番号、施設名称、設置場所は、物件ごとに記載してあります。それぞれの物件の委任状を広島市立大学のホームページからダウンロードして使用してください。

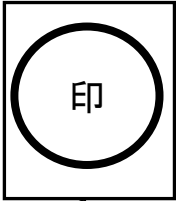
住所・氏名を記入

代理人 (委任された人)

(住所) 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

(氏名) ×× ××

代理人使用印鑑



代理人使用印鑑を押印

(注)

- 1 代理人の印は、見積時に使用する印を押印してください。
2 委任状は、物件ごとに提出してください。